

「令和元年度東北地域産業構造調査（地域・社会課題解決の取組に関する調査）」
に係る請負先の公募について

下記について請負先を募集しますので、受注を希望される場合は見積書等を提出して下さい。

令和元年11月1日

支出負担行為担当官
東北経済産業局総務企画部長 北村 敦司

1. 契約概要

(1) 請負業務の名称等

令和元年度東北地域産業構造調査（地域・社会課題解決の取組に関する調査）業務

(2) 業務内容及び実施場所

別紙仕様書のとおり

2. 参加資格

オープンカウンターに参加することができる者は、見積書提出期日において、次の各号に定めるすべての事項を満たす者とする。

- (1) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領(昭和38年6月26日付け38会第391号)に基づいた、平成31・32・33年度または令和01・02・03年度経済産業省競争参加資格(全省庁統一規格)において「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加地域を「東北」としている者。
- (2) 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者。
- (4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者。
- (6) 情報管理体制として、過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省から契約を解除されている者ではないこと。

3. 質問方法及び問い合わせ先

(1) 質問方法

電話またはFAXの受付とし、受付時間は次のとおりとする。
9:30~12:00、13:30~16:30(但し、土曜日、日曜日等閉庁日を除く。)

(2) 業務内容に関する問い合わせ先

東北経済産業局総務企画部企画調査課

電 話 022-221-4861

F A X 022-224-0384

(3) 見積書提出に関する問い合わせ先

東北経済産業局総務企画部会計課調度係

電 話 022-221-4869

F A X 022-261-7390

4. 見積書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和元年11月11日（月）12:00

(2) 提出方法

1) 電子調達システムを利用した提出

政府電子調達（G E P S） URL : <https://www.geps.go.jp/#>

2) 紙による提出

a. 提出先

〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟4階

東北経済産業局総務企画部会計課調度係

電 話 022-221-4869

b. 提出する書類

ア 見積書

イ 2. (1)に係る競争参加資格証明書の写し。ただし、同一年度内におけるオープンカウンター案件への2回目以降の見積書提出時は不要とする。

ウ 様式1「適合証明書」、様式2「情報取扱・作業者名簿及び情報管理体制図」。

c. 見積書に関する注意事項

ア 様式は任意とする。

イ 2. の要件を満たす法人の場合は社印及び代表者印を押印すること。

ウ 見積書の宛名は「支出負担行為担当官 東北経済産業局総務企画部長」とし、日付は提出日とすること。

エ 消費税率は10%で見積もり、消費税額の円未満の端数は切り捨てとすること。

5. 電子調達システムの利用

・本件は、電子調達システムを利用した手続により、実施するものとする。

・ただし、紙による提出も可とする。

6. その他

・本件は、請書の提出を要する。

・請負先の決定方法は、期限内に見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者とする。

・結果は落札者に通知するほか、局ホームページにて公表する。

・受注した場合の支払いは、後日銀行振り込みとし、当局が請求書を受理してから30日以内とする。

令和元年度東北地域産業構造調査（地域・社会課題解決の取組に関する調査） 仕様書

東北経済産業局 企画調査課

1. 業務概要

現在の政策議論の中では、地域・社会課題解決や SDGs の取組に注目が集まっている。これら取組は、技術開発や生産性向上とは異なり、地域企業だけでは対応が困難であり、社会や産業界をリードする大手企業等との関係が重要となる。また、社会課題の解決にあたっては、より長期的なビジョンが重要となる。

上記を踏まえ、地域・社会課題解決や SDGs に取り組む大手企業等に対し、その取組内容の他、業界の 10 年後をどう考え、そのビジョンに東北地域をどう重ね合わせているか等をヒアリングし、ヒアリング内容を取りまとめる。併せて、SDGs の専門家へのヒアリングも行い、SDGs と東北経済産業局（以下「当局」という。）の施策や取組の関連を整理する。

2. 作業内容

（1）SDGs の専門家による当局職員向けの研修会及び意見交換の企画

①SDGs 専門家を当局に招聘し、当局職員向けの研修会及び意見交換を企画する。研修会は、専門家による SDGs の概要や事例等の説明と質疑応答を内容とし、その後専門家と当局関係課室職員にて、SDGs と当局の取組の関連について意見交換を行う。請負事業者においては、専門家候補の提案及び専門家の選定、専門家との調整、研修会及び意見交換内容の発言要旨の取りまとめを行うこと。なお、専門家、日時、時間、会場は以下を想定しており、予め当局担当者と協議の上、決定すること。

- ・ 専門家：SDGs の概要や事例、東北地域の実情を把握している者 1 名
- ・ 日時：令和元年 11 月～12 月
- ・ 時間：研修会 1 時間＋意見交換 1 時間
- ・ 会場：当局会議室（会場費は不要）

②専門家に謝金、旅費（現住所地から仙台駅までの往復鉄道賃を想定）の必要性を確認し、支払いを行うこと。なお、謝金、旅費の支払基準、支払額等については請負事業者基準で算定し、当局担当者と事前に協議すること。また、法令等に基づき源泉徴収を適正に行うこと。

（2）地域・社会課題解決や SDGs に取り組む大手企業等のリストアップ及びヒアリング

①地域や社会の課題に対する解決に向けた取組や、SDGs の取組を行う大手企業等についての情報を収集し、リスト（Excel 形式）を作成する。作成した

リストは、当局担当者宛てメールにて提出すること。また、リストは、(2)②のヒアリング先候補選定にも活用する。なお、リストアップする企業等の分野、リストアップする企業数、情報収集方法、リストアップ期間、リストアップ内容は以下を想定しており、予め当局担当者と協議の上、決定すること。

- ・分野：地域企業に影響を与えうる分野
(通信、メディアサービス、輸送、医療介護、教育 等)
- ・企業数：20社程度
- ・情報収集方法：企業等のホームページや文献等の調査
- ・期間：令和元年11月～12月
- ・リストアップ内容：以下を想定
 - ・企業等名
 - ・企業等ホームページ URL
 - ・東北地域における具体的な取組内容(対象、時期、今後の方針)
 - ・企業理念(ミッション)や将来ビジョン等
 - ・社会課題解決の取組が CSV (CSR) として実施されている場合は、それらの取組に対する企業の考え方
 - ・2030年(10年後)の将来像などが明示されている場合はその内容や考え方

②地域や社会の課題に対する解決に向けた取組や、SDGs の取組を行う大手企業等へヒアリングを行う。ヒアリング先については、地域企業に影響を与えうる分野の企業とし、(2)①でリストアップされた企業も候補とする。ヒアリング方法については、企業等への訪問ヒアリングを基本とするが、2社程度については、当局会議室(会場費は不要)にて当局職員向けのセミナー形式でヒアリングを行うこととする。なお、分野、ヒアリング先となる企業、ヒアリング企業数、期間、ヒアリング時間、ヒアリング項目は以下を想定しており、予め当局担当者と協議の上、決定すること。

- ・分野：地域企業に影響を与えうる分野
(通信、メディアサービス、輸送、医療介護、教育 等)
- ・企業：東北域内に事業所があり、東北域外に本社のある大手企業等
- ・企業数：10社程度(うち2社程度はセミナー形式)
- ・期間：令和元年11月～令和2年2月
(セミナー形式については、令和2年1月～2月)
- ・時間：1社あたり1時間
(セミナー形式については、1社あたり2時間)
- ・ヒアリング項目：以下を想定
 - ・地域・社会課題解決やSDGsの取組内容
 - ・2030年(10年後)の東北像
 - ・ヒアリング分野の今後の展開

・ヒアリング分野に関する地域企業による活用先進事例

③セミナー形式の場合、招聘する企業担当者に謝金、旅費（現住所地から仙台駅までの往復鉄道賃を想定）の必要性を確認し、支払いを行うこと。なお、謝金、旅費の支払基準、支払額等については請負事業者基準で算定し、当局担当者と事前に協議すること。また、法令等に基づき源泉徴収を適正に行うこと。

(3) (1) 及び (2) の研修会及びヒアリング内容を報告書にまとめ、電子媒体 (Microsoft Word 形式もしくは Microsoft PowerPoint 形式) を CD-R に格納の上、提出すること。報告書の記載内容には、必ずヒアリング先の名称、ヒアリングの日時、ヒアリング先の発言要旨を含むこととする。なお、(1) の意見交換による SDGs と当局の取組の関連に関する内容については、予め当局担当者と協議の上、報告書に記載すること。

3. 納入物及び納入場所

2 (3) による報告書を取りまとめ、電子媒体を保存した CD-R を 2 部、東北経済産業局総務企画部企画調査課に納入する。

4. 納入期限

令和 2 年 3 月 3 1 日 (火)

5. 情報管理体制について

(1) 本事業の遂行にあたり、知り得た情報については、情報漏えいに対する次の措置を講ずること。

① 本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面 (情報管理体制図)」及び「情報取扱者名簿 (氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの)」を提出し、当局担当官の同意を得ること。

なお、情報取扱者名簿は、業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

② (確保すべき履行体制) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成した一切の情報が、経済産業省が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

③ 個別に承認した場合を除き、契約相手方に係る親会社、その他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

(2) 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏

えいしてはならないものとする。ただし、当局担当官の承認を得た場合は、この限りではない。

(3) (1) の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め当局担当官へ届出を行い、同意を得なければならない。

(4) 業務従事者の経歴（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等がわかる資料）を提出すること。

6. その他

- ・ 本事業の遂行にあたり、本仕様書等への疑義あるいは不明点等が生じた場合には、当局担当者に相談・協議を行うこと。また、仕様書に定める以外の事項等については、当局担当者と協議の上決定すること。
- ・ 本事業の実施にあたり、トラブルが発生しないよう十分に注意すること。万が一、トラブルが発生した場合、速やかに当局担当者に状況を報告すること。
- ・ 本事業で生じた知的財産及び納入物にかかる使用及び処分に関する一切の権利は、当局に帰属するものとする。

7. 本件に関する問い合わせ先

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1

東北経済産業局 総務企画部 企画調査課（担当：武田、伊藤）

TEL：022-221-4861 FAX：022-224-0384

E-mail：thk-kikaku@meti.go.jp

令和元年 月 日

適合証明書

条件	回答
<p>1. 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。</p> <p>_____（格付けを記入すること）</p>	<p>○又は×</p> <p>_____</p>
<p>2. 本業務に従事する全ての者において、業務を遂行する能力があることを証明できること。具体的には、各業務従事者の略歴（氏名、所属、役職、職歴、業務経験、母語及び外国語能力、国籍等（任意様式）を提出し、業務遂行能力を証明すること。</p>	<p>○又は×</p> <p>_____</p>
<p>3. 本事業の実施体制並びに情報保全に係る履行体制に関する資料（様式2 情報取扱・作業者名簿及び情報管理体制図）を提出し、適合すると認められること</p>	<p>○又は×</p> <p>_____</p>

<適合証明書に対する照会先>

住 所：仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟4階

所 属：東北経済産業局総務企画部会計課

担当者名：武田

電話番号：022-221-4869

FAX番号：022-261-7390

E-mail：thk-kaikei@meti.go.jp

情報取扱・作業人名簿及び情報管理体制図

①情報取扱・作業人名簿

		しめい 氏名	住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

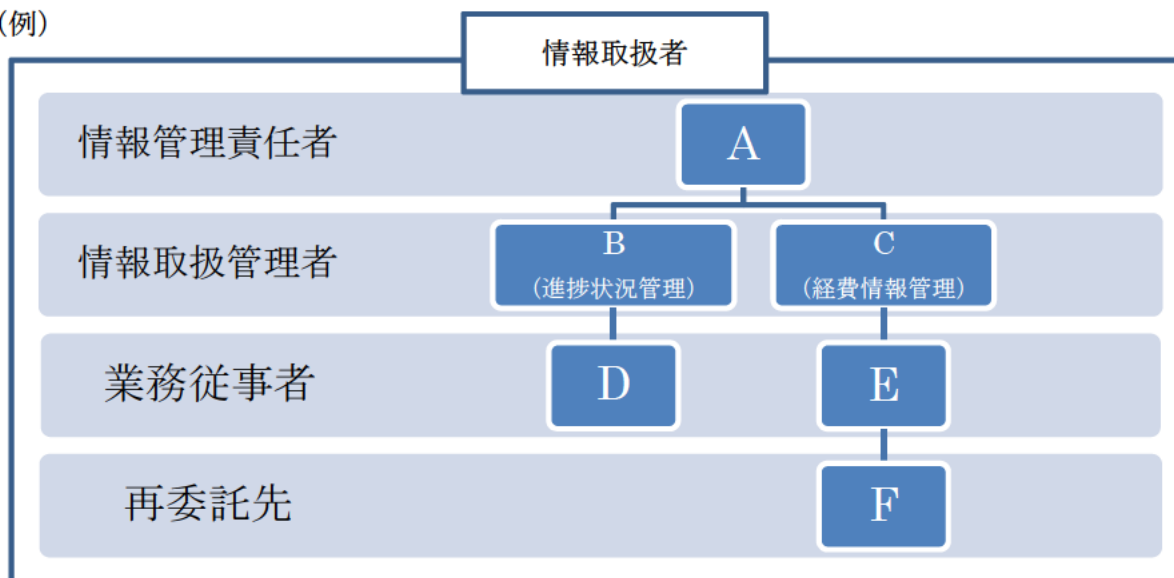
(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等を記載。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。
- ・情報管理規則等を有している場合で上記例を満たす情報については、情報管理規則等の内規の添付で代用可能。

③その他

- ・情報管理規則等の内規を別途添付すること